

介護職員処遇改善加算 支給規程（令和 8 年）

社会福祉法人光峰会

（目的）

第1条 この規程は、介護職員処遇改善加算の用途に基づき定めるものとする。

（名称）

第2条 この規程に基づいて支給される手当は「処遇改善手当」「勤続年数手当」「夜勤（宿直）業務加算手当」「変則勤務手当」「一時金」「役職手当」とする。

（期間）

第3条 この処遇改善手当は令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月までとする。（ただし、加算の支給が継続する場合は、その継続される月までとする。）

（対象者）

第4条 この処遇改善手当の支給対象者は、介護（看護）職員及び介護業務に従事する者とする。

（支払方法）

第5条 処遇改善手当は、毎月の給与及び 7 月・12 月の賞与にて支給する。

（支払額）

第6条 支払額は下記の表のとおり

常勤職員	時間給 115 円～220 円 「無資格・認知症研修（115 円）」「初任者研修等・実務者研修（150 円）」
非常勤職員 （原則、週 3 日以上及び 5 時間）	「ケアマネ・准看護師・栄養士（180 円）」「介護福祉士（190 円）」 「社会福祉士・正看護師（220 円）」
夜勤業務加算手当（夜勤手当に加算）	2,000 円（1 回）
宿直業務加算手当（宿直手当に加算）	1,500 円（1 回）
勤続年数手当	1,000 円から 10,000 円（月額）「上限 10,000 円」
変則勤務手当（早番・遅番・夜勤等）	1,000 円（1 回）
役職手当	主任 22,500 円（月）・ユニットリーダー 7,500 円（月）
一時金	予算内で分配

※上記手当の法廷福利費は別途計算する。

第 7 条 介護事業実績が、年度当初の計画から増減した場合は、第 5 条に定める額を規模に応じて増減することがある。

2 月の途中で採用または退職、欠勤等した場合は、第 6 条に定める支給額に対して実際に勤務した時間に比例した額を支給するものとする。

3 第 6 条に定める支給額は、予算の範囲内で行わなければならない。

附則 この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 29 年 4 月 1 日改定。

この規程は平成 31 年 4 月 1 日改定。

この規程は令和 6 年 4 月 1 日改定。

この規程は令和 7 年 4 月 1 日改定。

この規程は令和 8 年 4 月 1 日改定